

令和5年度

福井市特定不妊治療費助成のご案内

～体外受精や顕微授精の費用の一部を助成します～

＜助成対象となる方＞ 以下のすべての要件を満たす方

- 治療開始日に法律上の婚姻をしている夫婦、または事実婚関係にある方
- 治療開始日において、妻の年齢が42歳以下の方
- 申請日に夫婦の両方またはいずれかの住民登録が福井市にある方

＜申請窓口＞

福井市保健所 地域保健課 保健支援係
〒918-8004 福井市西木田2丁目8-8
TEL : (0776) 33-5185



福井市ホームページの最新情報はこちら↑

【 県助成制度 】

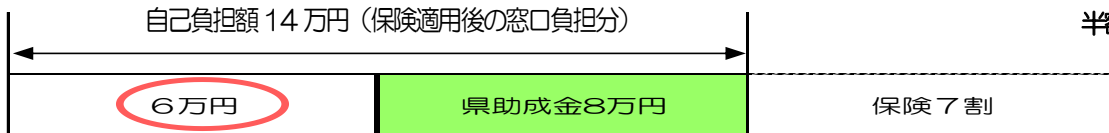
① 保険診療で実施される特定不妊治療

② 先進医療 ※1 およびそれと組み合わせて保険診療で実施される特定不妊治療

※1 対象となる先進医療については、市ホームページをご覧ください

- ◆ 助成金額 「自己負担額－6万円」と「自己負担額×1/2」のうち高い方の金額
- ◆ 助成回数 保険適用の回数が終了するまで（年度内の回数制限なし）

（例1）保険診療で実施される特定不妊治療で窓口での自己負担額が14万円の場合



- ＜ 助成金額の算定方法 ＞
- 自己負担額 14万円 - 6万円 = 8万円・・・㊲
 - 自己負担額 14万円 × 1/2 = 7万円・・・㊱
 - ㊲と㊱を比較して、高い方の金額 8万円 が助成金額（＝申請額）

1回あたりの自己負担額が6万円を超えないよう助成

※1 回あたりの自己負担額が6万円以下の場合でも半額を助成

【保険適用の治療の場合】

あらかじめ加入している医療保険から「限度額適用認定証」の交付を受けてから受診することをお勧めします。

※限度額適用認定証の交付を受けない場合、高額療養費の償還払い後に申請していただく場合があります。

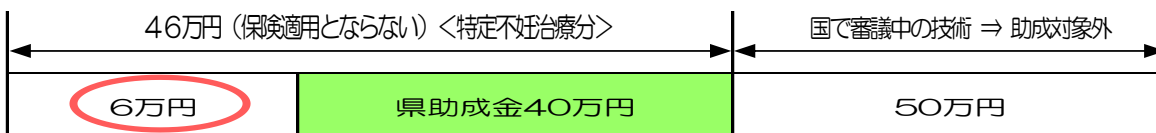
- ◆ **限度額適用認定証** 窓口で提示すると支払額が自己負担限度額までとなるため、一時的に窓口で自己負担額のすべてを支払う必要がなくなります。

③ 「国で審議中の技術」 ※2 と組み合わせて実施する特定不妊治療

※2 対象となる「国で審議中の技術」については、市ホームページをご覧ください

- ◆ 助成金額 「特定不妊治療の自己負担額－6万円」と「特定不妊治療の自己負担額×17/20」のうち高い方の金額
※「国で審議中の技術」自体に要した費用は助成対象外
- ◆ 助成回数 年度内における申請は1回

（例2）国で審議中の技術と組み合わせて実施する特定不妊治療にて、96万円の費用がかかった場合



- ＜ 助成金額の算定方法 ＞
- 自己負担額 46万円（特定不妊治療分） - 6万円 = 40万円・・・㊲
 - 自己負担額 46万円（特定不妊治療分） × 17/20 = 39万1千円・・・㊱
 - ㊲と㊱を比較して、高い方の金額 40万円 が助成金額（＝申請額）

先進医療を自費診療と組み合わせた方もこちら

④ 保険適用の回数が終了した後の特定不妊治療

- ◆ 助成金額 「自己負担額－6万円」と「自己負担額×17/20」のうち高い方の金額
- ◆ 助成回数 年度内における申請は3回（治療内容がGHの場合は別で年度内3回まで）

（例3）保険適用の回数が終了し、窓口での自己負担額が46万円場合



初回の治療開始時の妻の年齢	保険適用回数の上限
39歳以下	通算6回まで(1子ごとに)
40～42歳	通算3回まで(1子ごとに)

- ＜ 助成金額の算定方法 ＞
- 自己負担額 46万円 - 6万円 = 40万円・・・㊲
 - 自己負担額 46万円 × 17/20 = 39万1千円・・・㊱
 - ㊲と㊱を比較して、高い方の金額 40万円 が助成金額（＝申請額）

高額療養費や付加給付等の還付の確認について

- ・加入している医療保険から、高額療養費の支給や付加給付等の還付を受けられる方は、その給付額が分かる書類（決定通知書や振り込まれた通帳の写し等）の提出が必要です。
 - ・これらの給付は、医療保険によって手続きなしで自動給付される場合と、申請手続きが必要な場合がありますので、**助成申請前**にご確認ください。
- ※助成金支給後にそれらの受給が判明した場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- ◆ **高額療養費** 医療機関や薬局の窓口で支払った自己負担額が上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度です。上限額は所得に応じて決められています。
 - ◆ **付加給付** 自己負担額が高額になった場合に、高額療養費とは別に、各医療保険が定めた基準に従って独自に行われる給付です。医療保険によって付加給付制度の有無や名称が異なります。
- ※診療月の2～3か月後に口座に自動給付される場合が多いです。

（高額療養費・付加給付がある場合の例）



自己負担額 14 万円（保険適用後の窓口負担）
⇒ 4 万円（高額療養費等還付後）

高額療養費・付加給付の還付の詳細はこちら→

2 万円	県助成金 2 万円	付加 給付分	高額療養費 還付分	保険 7 割
------	-----------	-----------	--------------	--------

- ＜助成金額の算定方法＞ 高額療養費等還付後の自己負担額 4 万円 − 6 万円 = 0 万円・・・㊲
 高額療養費等還付後の自己負担額 4 万円 × 1/2 = 2 万円・・・㊱
 ㊲と㊱を比較して高い方の金額 2 万円が助成金額（＝申請額）

＜治療期間の考え方＞

特定不妊治療には下表のA～Hの8つのステージがあります。実施した治療がどのステージにあたるかは医療機関にご確認ください。それぞれのステージが終了した段階で「1回の治療」とカウントします。

治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精（培養）	胚移植					妊娠の確認	精巣内精子採取の手術（夫）	
	薬品投与（点鼻薬）	薬品投与（注射）	採卵			新鮮胚移植		凍結胚移植					
						胚移植	補充療法	黄体期	胚凍結	薬品投与			胚移植
A 新鮮胚移植	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
B 凍結胚移植	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
C 以前に凍結した胚による胚移植	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
D 体調不良等により治療終了	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
E 受精できず、または異常受精等により中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
F 採卵したが、卵が得られない、または状態の良い卵が得られず中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
G 卵胞が発育しない、または排卵終了のため中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

助成対象となる方や助成内容の詳細は、市ホームページをご覧ください

◆ 県内の医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
西ウィミズクリニック	福井市木田2-2102	(0776) 33-3663
本多レディースクリニック	福井市宝永4-2-18	(0776) 24-6800
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	(0776) 61-3111
ふくい輝クリニック	福井市大願寺2丁目9-16	(0776) 50-2510

◆ 申請に必要な書類

申請者全員	1	福井市特定不妊治療費助成申請書 ※「1回の治療」につき1枚の申請書が必要です (様式第1号)
	2	福井県特定不妊治療費助成事業受診等証明書 ※ 受診した指定医療機関で作成を依頼してください ※ 治療終了日から7ヶ月以内であることを確認して依頼をお願いします。 (様式第2号)
	3	医療機関発行の領収書(原本) ※診療明細書も併せてご準備下さい。
	4	申請者名義の通帳 ※またはキャッシュカード
保険診療及び 先進医療と組み合わせて 治療を受けられた方	5	治療を受けた方の健康保険証
	6	限度額適用認定証 ※お持ちの方
初回申請の方 (子ごとの初回申請を含む)	7	戸籍謄本 ※夫婦の住所が異なる方、夫婦の兄弟姉妹が同居している方は申請ごとに必要 ※ 事実婚の方は二人のものが申請ごとに必要 ※ 発行日から3か月以内のもの
夫婦一方の住所が 市外にある方	8	住民票 ※市外に住所を有する方の分があれば申請ごとに必要 ※ 続柄記載のあるもの、マイナンバー記載のないもの ※ 発行日から3か月以内のもの
男性不妊治療を行った方	9	福井市精巣内精子採取術費用助成申請書 ※「1回の治療」につき1枚の申請書が必要です (様式第3号)
	10	福井県精巣内精子採取術受診等証明書 (様式第6号)
事実婚の方	11	事実婚関係に関する申立書 ※夫、妻それぞれの自筆で記入してください(様式第7号)
助成回数をリセット する方(死産の場合)	12	母子健康手帳の「出産の状態」ページの写し、死産届の写し など
治療終了後に高額療養費や付加 給付等の還付を受けた方	13	決定通知等、還付された金額が分かる書類の写し(ない場合は通帳等) ※公的医療費(重度障がい者医療費助成等)の還付がある場合は受給者証等の提示が必要です。 事前にお問い合わせください。

◆ 申請期限

1回の治療が終了した日の翌日から7ヶ月以内(代理申請や郵送でも可能です)

1回の治療が終了した日とは、受診等証明書(様式第2号)に記載してある“今回の治療期間”の終了日のことを指します。

注意

- 1回の治療ごとに助成金の申請をしてください。
- 受診等証明書の発行には時間がかかりますので、**余裕をもって医療機関に依頼してください。**
- 申請をされても、必ずしも助成が受けられるとは限りませんので、ご理解願います。
- 提出いただいた書類は返却できません。

◆ 助成金の支給

- 助成額が確定したら、確定通知書を送付します。(申請日から約2か月後)
- 助成金は、申請書記載の口座に振り込みます。(確定通知書送付から約1か月後)